

平成 30 年 2 月 9 日

株主各位

東京都港区南青山二丁目 27 番 25 号  
株式会社 P R T I M E S  
代表取締役 山口 拓己

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 2 月 5 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 2 月 28 日（水曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

---

#### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成 30 年 3 月下旬頃にお届けご住所にお送りする予定です。
2. 平成 30 年 3 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。